

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	図書館間相互貸借で借りた図書等を著作権法 31 条により複写することができるようにすること
法改正を必要とする理由	図書館間において、自館に所蔵していない、主に入手不可能となった資料を、他の図書館から借りて利用者に提供する相互貸借は、館種を超えて必要不可欠な業務である。 特に、専門分野においては、一般に販売流通される資料だけではなく、会議資料や技術報告書等小部数で一般の流通にのらないが貴重な資料が多く、これらの資料は時を経るとさらに入手困難となる。図書館では、こうした資料を相互貸借という図書館間ネットワークにより提供することで、情報の流通と創造の促進に寄与してきた。 しかし、著作権法第 31 条では自館で所蔵していない資料は、複写の対象でないため、相互貸借で借りた資料を利用者に閲覧させることはできるが、閲覧した利用者が調査研究を目的として、その資料の 1 部分の複写を求めても、借受した図書館では複写することができず、所蔵館に返却した後、改めて複写依頼を申し込まなければならない。利用者には、手続きや郵送料の負担、情報入手の時間の遅れ等のサービス低下を生んでいる。 実質的に、所蔵館で複写しても借受館で複写しても、31 条の著作権の制限を拡大することにはならず、図書館間相互貸借で借りた図書等を著作権法 31 条により複写することができるようにすることは、利用者の情報アクセスに寄与することになる。
改正条項及び内容	著作権法第 31 条 図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。ただし、第一号の複製については、相互貸借によって借受けた図書館資料も含む。
団体名	専門図書館協議会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作権法第 31 条の「図書館資料」に他の図書館から借り受けた図書館資料を含めること。
法改正を必要とする理由	・館種を問わず、図書館利用者の多様な要求に応えるためには、自館にない資料を他の図書館から借りて提供することのできる相互貸借システムが必須である。 ・この相互貸借システムは、長年にわたり図書館業務として広く行われており、図書館利用者の間にも普及したものとなっている。 ・しかしながら、相互貸借システムによる借受け資料は、一般的な解釈においては、著作権法第 31 条の「図書館資料」には含まれないものとされている。 ・このため図書館利用者は、借り受けた資料を閲覧することはできても、必要な部分を調査研究のために複写することができず、当該資料を複写するためには、いったん当該資料を所蔵館に返却したうえで、当該利用者自身が所蔵館に出向いて複写するか、又は所蔵館に対して改めて複写を申し込まなければならない。 ・借り受けた図書館資料を借り受けた図書館において複写しても、所蔵館において複写しても、著作権者に与える経済的損失は変わらない。他方、図書館の文献提供機能は著しく阻害される結果となっている。 ・なお、文献複写に係る著作権許諾システムは、複数存在する著作権管理団体が管理する著作物が網羅的でなく、かつ各団体において明示されていないこと、管理著作物に係る情報提供体制が未整備であること等の理由から、これを用いて個々の許諾事務を行うことは、煩瑣な上網羅的に許諾を得られる担保がないため、困難である。
改正条項及び内容	著作権法第 31 条柱書（改正。追加箇所を下線により示す。） 図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「<u>図書館資料</u>」という。<u>第 1 号に規定する場合においては、他の図書館等のものを含む。</u>）を用いて著作物を複製することができる。
団体名	社団法人 日本図書館協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	官公庁作成広報資料、報告書等の図書館等における全部複写による提供
法改正を必要とする理由	・ 現在、図書館等は、著作権法第 31 条により、その所蔵資料の複写を自由に行うことが認められている。 ・ しかし、同条で認められている複写の範囲は、「発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物」を除き、著作物の一部分に限定されている。 ・ このため、現行法においては、公的機関が作成した広報資料、調査統計資料、報告書のように、たとえ一般に周知させることを目的として作成された公的著作物であったとしても、作成者である国、地方自治体、独立行政法人等（以下「国等」という。）から個別に許諾を得ないその一部分しか複写ができない。 ・ このことは、現在ウェブ上においてこれらの著作物を気軽にダウンロードやプリントアウトすることができることや、情報公開制度により原則として著作物全文の開示が可能であることを鑑みると、著しく不合理なことではないかと思われる。 ・ 図書館は、政府出版物を一般公衆に提供するための施設としての機能を有している。このことは、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 9 条において、都道府県立図書館への政府刊行物の提供義務及び公共機関出版物の図書館への寄贈が規定されていることから明らかである。 ・ 図書館がこのような機能を十全に発揮するためには、官公庁作成広報資料、報告書等を自由に複製し、また、必要に応じ、ファクシミリ等の手段を用いて利用者に提供することが認められる必要がある。 ・ 図書館によりこのような資料が自由に複写されて利用者に提供されたとしても、もともと情報公開制度のもとでは複写物の提供義務を負っていることから考えても、国等に生じさせる経済的利益の損失は存在しないものと思われる。
改正条項及び内容	著作権法第 32 条第 3 項（新設） 3 図書館等は、図書館等の利用者の求めに応じ、国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物（以下「官公資料」という。）の全部又は一部分の複製物を作成し、また、当該複製物を公衆送信の手段を用いて提供することができる。 ※ 譲渡権、出版権、著作隣接権の権利制限等の関連条項の改正が別途必要。
団体名	社団法人 日本図書館協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	第五款 著作権の制限に、病院図書館における複製を追加すること
法改正を必要とする理由	(1) 医療における学術文献利用の特徴 医療の担い手および病院には医学的根拠に基づいた有効かつ良質で適切な医療を提供する公共的な使命がある。科学的根拠に基づく医療 (Evidence-Based Medicine: EBM) の実践、インフォームド・コンセント、医の倫理などからも文献の利用が重要視されている。また、医療現場では文献利用に際して緊急性を要求されることがあり、迅速な文献提供のためには病院図書館における文献の複製は欠かせない。 (2) 病院図書館 (室) 設置義務及び病院図書館機能 病院図書館 (室) は、医療法第 22 条第 1 項及び第 2 項により地域医療支援病院及び特定機能病院にて設置が義務付けられており、医療者の文献入手に至る病院図書館機能が要求されている。しかし、医療施設は全ての国民が安心して良質かつ適切な医療を受けられることを求められており、その目的のために文献は必須である。従って、文献入手のための図書館機能は地域医療支援病院や特定機能病院にのみ必要な固有の機能ではなく、国民の命と健康に資する医療施設全般に必要な機能である。 (3) 病院図書館の教育機能 医師法により卒後医師の臨床研修 (2 年間) が義務付けられている。臨床研修指定病院の指定基準では、病院図書館 (室) の設置と機能が要求されており、医療の質を確保し、医師の研修環境を保障し、医療者の生涯教育に寄与するには、病院図書館での文献複製は必須である。
改正条項及び内容	著作権法第 31 条 二 (追加) (病院図書館における複製) 医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) に基づき開設された医療施設に設置された図書館 (室) (図書館法 (昭和 25 年法律第 118 号) 第 4 条第 1 項の司書に相当する職員として文部科学省令で定める職員が置かれているものに限る。) においては、医師、歯科医師、薬剤師、看護師及びその他医療に従事する者の求めに応じて、その診療又は調査研究・教育の用に供するために、公表された著作物の一部分 (発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部) の複製物を一人につき一部提供する場合には、当該施設の図書、記録、その他の資料を用いて著作物を複製することができる。
団体名	医療系図書館員学びネット

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	第五款 著作権の制限に、病院図書館における複製を追加すること
法改正を必要とする理由	(1) 医療における学術文献利用の特徴 医療の担い手および病院には医学的根拠に基づいた有効かつ良質で適切な医療を提供する公共的な使命がある。科学的根拠に基づく医療（Evidence-Based Medicine: EBM）の実践、インフォームド・コンセント、医の倫理などからも文献の利用が重要視されている。また、医療現場では文献利用に際して緊急性を要求されることがあり、迅速な文献提供のためには病院図書館における文献の複製は欠かせない。 (2) 病院図書館（室）設置義務及び病院図書館機能 病院図書館（室）は、医療法第 22 条第 1 項及び第 2 項により地域医療支援病院及び特定機能病院にて設置が義務付けられており、医療者の文献入手に至る図書館機能が要求されている。しかし、医療施設は全ての国民が安心して良質かつ適切な医療を受けられることが求められており、その目的のために文献は必須である。従って、文献入手のための図書館機能は地域医療支援病院や特定機能病院にのみ必要な固有の機能ではなく、国民の命と健康に資する医療施設全般に必要な機能である。 (3) 病院図書館の教育機能 医師法により卒後医師の臨床研修（2 年間）が義務付けられている。臨床研修指定病院の指定基準では、病院図書館（室）の設置と機能が要求されており、医療の質を確保し、医師の研修環境を保障し、医療人の生涯教育に寄与するには、病院図書館での文献複写は必須である。
改正条項及び内容	著作権法第 31 条 二 （追加） （病院図書館における複製） 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づき開設された医療施設に設置された図書室（図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 4 条第 1 項の司書に相当する職員として文部科学省令で定める職員が置かれているものに限る。）においては、医師、歯科医師、薬剤師、看護師及びその他医療に従事する者の求めに応じて、その診療又は調査研究・教育の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合には、当該施設の図書、記録、その他の資料を用いて著作物を複製することができる。
団体名	近畿病院図書室協議会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	学術・文化の発展向上のためには、学術情報が円滑に流通する必要があるが、そのための最も強力な制度的支柱である著作権法の権利制限規定を改正し、学術情報の公平かつ円滑な利用の促進を図ること。
改正を必要とする理由	全国の医療従事者や医薬研究者（以下、「研究者」という）が速やかに学術情報を入手するためには、所属機関の図書室およびそのネットワークを利用する必要がある。所蔵資料に恵まれた大規模機関に所属した研究者とそうでない研究者との間で学術情報の入手に要する費用と時間において公平化を図るべきである。問題点は以下である。 1. 図書館および政令で定めた施設のみが、権利処理に要する費用を負担せずに複写できること。 2. 権利処理なしで、研究者が実際に利用出来る図書館は限定されていること、そのため入手資料も制限されていること。 3. 図書館、および政令で定めた施設以外を利用すれば権利処理が必要になること。 以上、入手機関により権利処理の違いが生じることに問題がある。
改正条項及び内容	著作権法第 31 条 図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条において「図書館等」という。）…… <u>その他の施設で政令で定めるものを削除し</u>以下のように改正 図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館・<u>情報センター</u>（この条において「図書館等」という。）……
団体名	(財) 国際医学情報センター

著作権法に関する要望事項

要望の趣旨	第 31 条で定められた範囲を拡大し、図書館だけでなく、企業に附設された施設などに対しても適用できるようにすること。
法改正を必要とする理由	当研究所の関係施設として「東書文庫」(東京都・北区)があります。ここは江戸時代から今日に至るまでの教科書や教育に関する資料を約 15 万冊所蔵しており、無料で一般に公開し、学術研究などに役立てていただいております。中には国会図書館にもない貴重な図書も多く、国内外からの来館者は増加の一途をたどっています。来館者からはコピーサービスの要望が強いのですが、第 31 条の定めによりコピーが許可されておらず、教育関係者や学生にとって不自由を強いられています。 一方、戦後間もない頃に作られた書籍を中心に、劣化は著しいものがあり、保存のための複製(デジタル化)を早急に実施しないと、貴重な文化遺産が消失してしまう危険性があるのですが、同じく第 31 条の定めにより、現時点ではなす術がありません。 以上のようなケースでの要件緩和を希望するものです。
改正条項及び内容	上記参照
団体名	(財)中央教育研究所

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	法令により設置を義務づけられている図書室等における複製に係る権利制限規定の新設
法改正を必要とする理由	・ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 27 条においては、国に身体障害者更生援護施設（点字図書館も含まれる。）の設置を義務づけ、また都道府県その他には任意によりその設置を認めている。 ・ 身体障害者更生援助施設の設備及び運営に関する基準（平成 12 年厚生省令第 54 号）9 条 4 項及び 37 条、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）37 条及び 68 条、児童館の設置運営要綱（平成 2 年厚生省発児第 123 号）第 2 の 3 (1)イ、第 3 の 3 (1)、第 4 の 1 及び第 5、老人福祉センター設置運営要綱（昭和 52 年厚生省社老第 48 号）第 2 及び第 3 並びに医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 22 条においては、それぞれの施設の設置にあたり、図書室の設置が義務づけられている。 ・ これらの施設は、それぞれの施設の利用対象者に対し、公共図書館や大学図書館の代替的存在として、その設置を義務づけたものと考えられる。このことは、例えば点字図書館において、原則として司書を置くことや、図書を 7 千冊以上備えること等の指針が定められていることから窺うことができる。 ・ したがって、これらの施設においてなされる様々な図書館サービスについては、公共図書館や大学図書館とできるだけ同等のものを行う必要があるものと思われる。 ・ ところが、これらの図書館については、現行著作権法第 31 条を適用できないため、複写サービスについては十全の提供ができないこととなっている。このことは、これらの利用者の情報アクセス権を阻害するばかりでなく、病院図書室においては、医療現場における文献提供の緊急性に対応できないこととなるなど、様々な弊害が考えられる。 ・ これらの図書室の利用者は、公共図書館と比較してもごくわずかであることから、この権利制限による著作権者の経済的利益への影響は、ほとんどないものと考えられる。
改正条項及び内容	著作権法第 31 条の 2 の新設 病院図書館、点字図書館その他法令、通達等の規定により設置が義務づけられている図書館等（図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して利用に供する施設をいう。）においては、図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書館資料を用いて著作物を複製することができる。
団体名	社団法人情報科学技術協会複写権問題対策委員会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	図書館等に設置されたインターネット端末から図書館利用者が著作物を例外的に許諾を得ずにプリントアウトできるようにすること
法改正を必要とする理由	近年インターネット上に流通している情報は増加し、図書館においても、重要な情報源となっている。特に、情報公開法により官公庁・地方公共団体の報告書、統計、広報資料、審議会議事録など、これまで収集が容易でなかった情報がインターネットに公開され、また、最近ではインターネットでしか公開されていない情報もあり、図書館にとって今や必要不可欠な情報源となっている。 専門的情報になると、利用者は自分自身でうまく情報を検索できるとは限らず、図書館のレファレンスサービスなどを介して、その情報源の存在を知ることも多い。 利用者は、図書館でアクセスしたインターネット上の情報も、必要に応じてプリントアウトすることを望んでいる。 しかしながら図書館では、インターネット上の著作物は図書館所蔵の資料ではないため、著作権法 31 条の「図書館資料」とみなされず、自由にプリントアウトすることができない。そのため、利用者から不満の声が上がっている。 自由利用マークの普及はまだ十分ではなく、また対象とする権利者は全世界に及ぶため、契約による解決は適切ではない。図書館という公益的な施設における利用者のプリントアウトについては、法改正で例外的に許諾を得ずにできるようにしてほしい。
改正条項及び内容	著作権法第 31 条 四 図書館等の利用者の求めに応じ、図書館等が設置した印刷機器を用いて、インターネット上で無料公開されている著作物を複製することができる。
団体名	専門図書館協議会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	図書館等においてインターネット上の情報を自由にプリントアウトできるようにすること
法改正を必要とする理由	・インターネットの普及とともに、政府情報をはじめとする重要な情報が、インターネット上に公表され、その情報提供時期の早さから、最も重要な情報源の一つとなりつつある。 ・このため、図書館利用者の情報収集活動においては、インターネット上の情報が必要不可欠となっている。 ・このような状況を受け、平成 12 年 11 月の文部省生涯学習審議会答申「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について」においても提言されているとおり、地域の情報拠点としての機能を十全に発揮するため、図書館では、従来の紙媒体を中心とした図書館資料だけでなく、インターネット上の情報を住民に提供する機能も求められている。 ・このような状況から、近年地域の図書館等において、インターネット端末を設置し、住民に利用させるところが増えつつある。 ・しかしながら、インターネット上の情報は、一般的な解釈においては、著作権法第 31 条の「図書館資料」には含まれないものとされていることから、現在のところ図書館においては、インターネット上の情報をプリントアウトして提供することができない。 ・このため、インターネット端末を住民に利用させている図書館であっても、インターネット上の情報をプリントアウトするための機器を設置できない状況となっている。 ・このような状況は、図書館の「地域の情報拠点」としての役割を十分に果たせないところとなっている。 ・なお、インターネットに情報を提供するという行為は、黙示的にその情報をプリントアウトすることを承知の上で行っているものと考えられ、また、プリントアウトによって生じる経済的損失もほとんどないものと思われる。 ・また、インターネット上の情報は、世界中の人々から提供されていることを考えると、プリントアウトするごとに個別に許諾手続を行うことはほぼ困難であると考えられる。
改正条項及び内容	著作権法第 31 条 2 項（新設） 2 図書館等においては、公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。）された著作物を印字し、利用者に提供することができる ※ 譲渡権、出版権、著作隣接権の権利制限等の関連条項の改正が別途必要。
団体名	社団法人 日本図書館協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	「再生手段」の入手が困難である図書館資料を、媒体を変換して複製できるようにすること
法改正を必要とする理由	上記要望については、平成 15 年 1 月『文化審議会著作権分科会審議経過報告』において、法改正を行うという結論を得ているが、改正はなされていない。至急の法改正を要望したい。 その際、文化保存の観点から、原資料の廃棄を必要としないことを明文化してほしい。
改正条項及び内容	すでに改正条文については、所管官庁において検討のことと考えるが一応掲載する。 著作権法第 31 条（図書館等における複製） 二 図書館資料の保存のため必要がある場合（製造中止その他これに準ずる理由により、図書館資料を再生するための機器を一般に入手することが困難で、かつ当該図書館資料を再生可能な記録媒体で市場において入手不可能である場合において、原資料を廃棄することなく、その複製物を作成する場合を含む。）
団体名	専門図書館協議会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	「再生手段」の入手が困難である図書館資料を保存のため例外的に許諾を得ずに複製できるようにすること
法改正を必要とする理由	・法改正を必要とする理由については、平成 15 年 1 月に報告された「文化審議会著作権分科会審議経過報告」において掲げられているとおりであり、その必要性は現在においてますます増加している。 ・この必要性から、当時の文化審議会著作権分科会においても、法改正が適当との提言をいただいたところである。 ・しかしながら、その後作成された平成 15 年及び平成 16 年の著作権法一部改正法案においても、改正事項として盛り込まれず、未だ法改正が実現していない状態である。 ・このため、再度法改正を要望するものである。
改正条項及び内容	著作権法第 31 条第 4 号（新設） 四 一般に入手することが困難な機器を用いることによつてのみ再生することができる記録媒体を用いて複製された著作物（当該記録媒体以外の記録媒体を用いた複製物が公に頒布されていないものに限る。）の複製物を一部作成する場合 ※ 出版権、著作隣接権の権利制限等の関連条項の改正が別途必要。譲渡権の権利制限は不要。
団体名	社団法人 日本図書館協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	図書館等が例外的に許諾を得ずに公衆送信により複製物を提供できるようにすること
法改正を必要とする理由	・ 現行の著作権法第31条により、図書館等が利用者の求めがあった場合等に図書館資料を許諾なく複製した場合、その複製物の提供手段は、手渡しや郵送による「譲渡」に限定されている。 ・ しかし学術研究等においては、速やかな情報収集が求められており、手渡し又は郵送による複製物の提供だけでは図書館等の公共的奉仕機能を十分に果たすことができなくなっている。
改正条項及び内容	著作権法第31条の2 (図書館による複製物の公衆送信による提供) 図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いた複製物の公衆送信による提供を行うことができる。 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部）の複製物を一人につき一部公衆送信にて提供する場合
団体名	社団法人 情報科学技術協会（複写権問題対策委員会）

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	ファクシミリ、インターネット等を使用して、著作物の複製物を他の図書館に送付できるようにすること
法改正を必要とする理由	図書館においては、図書館相互協力の一環として、利用者の求めに応じて、図書館で所蔵していない資料の複製物を、利用者の代理人として、他館から取り寄せて提供する業務は必要不可欠である。 専門分野においては、その対象となる資料は、一般に販売流通される資料だけではなく、会議資料や技術報告書など小部数で一般の流通にのらない入手困難で貴重な資料が多く、所蔵図書館も限定されるため、相互協力による複写サービスは情報流通に重要な役割を果たしている。 近年のネットワークの発展により、複製した図書館から、複製を依頼した図書館への送付は、スピードアップの点から、郵送の代替としてファクシミリやインターネット等を使用することが求められている。 しかしながら著作権法 31 条では、複製した図書館から複製を依頼した図書館へ、ファクシミリやインターネットを使用した複製物の送付はできないため、利用者に不便を生じさせている。 専門資料は多岐にわたるため、著作権者を特定してそのつど許諾を得ることは大変に困難である。 なお、この要望については、平成 15 年 1 月『文化審議会著作権分科会審議経過報告』において、当事者間では意見が一致したが、法制問題小委員会では法改正の結論に至らなかったという注記がされている。 ただし、実施に当たっては、法改正だけでなく具体的なガイドラインを作成する必要がある。
改正条項及び内容	著作権法第 31 条（図書館等における複製） 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合。この場合にあつては、図書館相互協力のために、複写依頼館へ複製物の送付（公衆送信を含む）をすることができる。
団体名	専門図書館協議会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	(図書館等における複製)については、公衆送信により複製物を提供できるようにする。
法改正を必要とする理由	依頼者が遠隔地の場合、緊急を要する依頼者の要望に応えるためには、公衆送信による提供が不可欠である。
改正条項及び内容	著作権法第 31 条 (図書館等における複製)に次の事項を追加する。 四 図書館等の利用者の求めに応じ、個人の調査研究の用に供するため、公表された著作物の一部を公衆送信により複製物を提供できる。
団体名	財団法人 日本医薬情報センター

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作権法第 31 条第 1 項により図書館が行うことができるとされている複製について、利用者が商業目的・営利目的の「調査研究」を目的として複製を求めた場合を権利制限の対象から除外すること
法改正を必用とする理由	一般に企業、団体等が著作物を複製することは著作権者の許諾が必要であり、図書館においてこれらの利用者に複製物が提供されることは、同じ複製でありながら不均衡が生じる。また、この場合、図書館は、管理事業者との許諾契約のもとに複写使用料を支払って複写している民間の文献複写サービス業者と競合している実態がある。 本条項はベルヌ条約第9条に違反している懸念がある。ヨーロッパ連合(EU)は、2001 年に営利目的利用の複写は著作権者の権利制限規定から除外すべきとし、参加各国へ指令(Directive)を出した。各国は指令に基づいてすでに著作権法を改正したか、あるいは改正に向けて準備を進めている。英国は、2003 年に著作権法を改正し、企業の求めに応じて図書館で行う複製はすべて許諾が必要とされた。 著作権法第31条を制定した当時と現在は、社会情勢、産業構造、学術・技術の水準、著作権をめぐる国内外情勢が大きく変化している。これらを考慮して改正を進めることが重要である。
改正条項および内容	著作権法第 31 条第1項 利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために著作物を複製できる場合において、調査研究を「非営利(非商業)目的の調査研究」に限定する。
団体名	有限責任中間法人 学術著作権協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	図書館が行うことでできるとされている複製について、利用者が商業目的・営利目的の「調査研究」を目的として複製を求めた場合をその対象から除外すること。
法改正を必要とする理由	一般に企業、団体等が著作物を複製することは著作権者の許諾が必要であるが、図書館においてこれらの利用者に複製物を提供することには著作権者の権利が制限されており、同じ複製でありながら不均衡が生じている。現実的に一部の図書館においては科学技術論文を中心として一年間に数百万ページもの複製を一般企業に提供しており、著作権者の権利と出版者の利益が侵害されている。この状況は日本も批准しているベルヌ条約第9条に違反している懸念もある。 ヨーロッパ連合(EU)も2001年に営利目的利用の複製は著作権者の権利制限規定から除外することが適当であるとして参加各国へ指令(Directive)を出しているが、その指令に基づき、現在EU各国はそれぞれ著作権法の改正を行っている。英国においても2003年に著作権法の改正が行われ、図書館が行う営利目的の複製は著作権者の許諾が必要であるとされた。英国以外にもオーストリア、デンマーク、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリアの各国が現在までにこのEU指令に基づいて著作権法を改正しており、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグも近々法改正を行うこととなっている。 図書館における複製そのものに異論を唱えるものではないが、それを利用することによって利益を得ることが前提となる場合には、著作権者の許諾を得た上で、適切な使用料が支払われるべきである。
改正条項及び内容	著作権法第31条第1項における複製を「非営利(非商業)目的の調査研究」に限定する。
団体名	社団法人自然科学書協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	商業目的の「調査研究」を目的として、利用者が図書館等に対し複製を求めた場合について権利制限の対象から除外すること。
法改正を必要とする理由	一部の図書館においては、年間数十万件の膨大な量の複製が、商業目的の営利企業の求めに応じて許諾を得ずに行われている。本来、企業等が商業目的で行う複製については、許諾が必要とされるが、同じ複製物をこのように図書館等から入手することができるのは不均衡である。 また、著作権管理事業者と許諾契約を締結し、権利者に複写使用料を支払っている民間の文献提供サービス業者との競合も生じている。
改正条項及び内容	著作権法第31条（図書館等における複製）第1項第1号 利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために著作物を複製できる場合において、商業目的の調査研究を除外する。
団体名	出版者著作権協議会

(57)
(59)
(60)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作権法第31条「図書館等における複製」の内容や要件を、明確化していただきたい。
法改正を必要とする理由	図書館における複製については、「利用者」、「利用目的」などを限定して、図書館の責任において、その管理下にある人的・物的手段を用いて行うこととされている。 この著作権法の趣旨や規定からすると、「利用者」とは個人であり、法人は含まれないと考えられる。法人を含むとすると、法人ごとに一人と数え、その下にいる職員等を使って、業務目的のために複製することを許容することになり、適当でないといえる。 しかるに、図書館においては、この制限は有名無実化しており、法人が職員を使って「一人につき一部提供」の制限を無視して、業務用に複製を行っている現実がある。 また、図書館側においても、その事実を知らず、複製を許容している。 これは、明らかに著作権法31条に抵触する行為であり、それが各地で広範囲に行われており、出版社、著作権者は多大な損害を被っている。 加えて、図書館側においては、著作権法30条「私的使用のための複製」を根拠にセルフコピー機を導入し、利用者の自主性に任せている。 これがコントロールの利かない勝手な利用を放置することにつながり、問題をさらに大きくしているところである。 以上のことは、図書館側の著作権に対する認識不足であるにとどまらず、著作権法の不明瞭さに起因するというほかない。 したがって、著作権の該当条文の内容や要件の見直しを図っていただきたい。
改正条項及び内容	【著作権法第31条】 ①「利用者」は、個人に限ることを明確に規定されたい。 ②「調査研究の用」の限定として、営業目的を除くことを加えられたい。 ③複製の方法として、図書館職員の手により行われることを加えられたい。
団体名	株式会社ゼンリン

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	商業目的の「調査研究」を目的として、利用者が図書館等に対し複製を求めた場合について権利制限の対象から除外すること。
法改正を必要とする理由	一部の図書館においては、年間数十万件の膨大な量の複製が、商業目的の営利企業の求めに応じて許諾を得ずに行われている。本来、企業等が商業目的で行う複製については、許諾が必要とされるが、同じ複製物をこのように図書館等から入手することができるのは不均衡である。 また、著作権管理事業者と許諾契約を締結し、権利者に複写使用料を支払っている民間の文献提供サービス業者との競合も生じている。
改正条項及び内容	著作権法第31条（図書館等における複製）第1項第1号 利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために著作物を複製できる場合において、商業目的の調査研究を除外する。
団体名	社団法人 日本書籍出版協会 社団法人 日本雑誌協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	図書館が行うことでできるとされている複製について、利用者が商業目的・営利目的の「調査研究」を目的として複製を求めた場合をその対象から除外すること。
法改正を必要とする理由	一般に企業、団体等が著作物を複製することは著作権者の許諾が必要であるが、図書館においてこれらの利用者に複製物を提供することには著作権者の権利が制限されており、同じ複製でありながら不均衡が生じている。現実的に一部の図書館においては科学技術論文を中心として一年間に数百万ページもの複製を一般企業に提供しており、著作権者の権利と出版者の利益が侵害されている。この状況は日本も批准しているベルヌ条約第9条に違反している懸念もある。 ヨーロッパ連合(EU)も2001年に営利目的利用の複製は著作権者の権利制限規定から除外することが適当であるとして参加各国へ指令(Directive)を出しているが、その指令に基づき、現在EU各国はそれぞれ著作権法の改正を行っている。英国においても2003年に著作権法の改正が行われ、図書館が行う営利目的の複製は著作権者の許諾が必要であるとされた。英国以外にもオーストリア、デンマーク、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリアの各国が現在までにこのEU指令に基づいて著作権法を改正しており、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグも近々法改正を行うこととなっている。 図書館における複製そのものに異論を唱えるものではないが、それを利用することによって利益を得ることが前提となる場合には、著作権者の許諾を得た上で、適切な使用料が支払われるべきである。
改正条項及び内容	著作権法第31条第1項における複製を「非営利(非商業)目的の調査研究」に限定する。
団体名	株式会社 日本著作出版権管理システム (以上の趣旨、文言は社団法人自然科学書協会と同文である。)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	図書館における複製が提供できる範囲を図書館内の利用者限定すること。
法改正を必要とする理由	図書館は利用者の求めに応じて一定の条件のもとで複製物を提供できるとされているが、その利用者の所在について現在は何の規程も存在しない。現実的には多くの図書館において、実際にその図書館に入館しないで、電話、ファックス、インターネット等による図書館への依頼に基づき、それぞれの図書館はそれらの館外利用者に対して複製物を提供している。 近年の情報伝達手段の進歩により、特に科学技術論文の検索が容易になり、どの論文がどの出版物に掲載されているかが瞬時に調査することが可能になってきた。つまり、情報検索と複写文献入手手段が確保されていれば、出版物を予め購入しておかなくても、必要なときに必要なものを図書館から入手すればほとんどの資料を入手することが可能となっている。しかもそれを入手するためにわざわざ図書館に出向かなくても、図書館の館外利用者として複製を要請すれば、遅くても数日中にはその資料の複製を入手することができる。 現在著作権法第 23 条の規定によって図書館は複製物をファックスで送ることはできないが、郵送で送付することは可能であり、今後情報と物品送達手段の多様化によって様々な形態で伝達されることができるようになることは容易に想像がつく。 現在すでに一部の図書館においては複製のほとんどが館外利用者に対して提供しているものであったり、また一部の大学図書館においては多くの館外利用者を想定して、集中的に文献を管理するなど、相当量の館外利用を当初から予定した運営を行っている。 この要請は現在大学図書館が中心として行っているいわゆる図書館間相互貸借(ILL)そのものを制限しようというものではないが、本来は閲覧が前提であり、閲覧の上に必要となる書写の代替としての複製について相当な拡大解釈と拡大運用が行われている実態に鑑み、一定の制限が必要であるという考え方に基いているものである。
改正条項及び内容	著作権法第31条第1項における「利用者」は複製しようとする図書館資料を所蔵している図書館に実際に入館して要請したものに限定する。
団体名	株式会社 日本著作出版権管理システム

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	図書館における複製に対する補償金制度の新設。
法改正を必要とする理由	著作権法第31条が適用となる公共図書館、大学図書館等における図書館資料の複製は年間を通して膨大な量になっている。図書館における複製は図書館利用者の便宜をはかり、著作物が伝達する知識と情報の有効活用の見地からこれを否定するものではないが、一方で、図書館における複製は利用者による購入の代替としての要素を併せ持っている。 複製利用であっても著作物の利用という目的は達せられるのであり、それは図書館の公共的な使命、また利用程度の差はあるとしても著作権者の権利と利益を侵害していることには変わりがない。 これに対処するために、現行法で認められている図書館における複製に際し、著作権者等への補償金を義務付けることが適当である。
改正条項及び内容	図書館における複製にかかる著作権者への補償金支払制度を新設する。
団体名	社団法人 自然科学書協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	図書館における複製に対する補償金
法改正を必要とする理由	公共および大学図書館における図書館資料の複製は、年間を通して膨大な量になっている。 もとより、図書館が利用者の求めに応じて、法の定める範囲内で文献提供を行うことは、図書館の公共的な性格に鑑みてもこれを否定するものではない。しかし、一方で、図書館での複製物の入手によって、その複製物の購入機会の一部が損なわれる可能性を孕んでいる。 これに対処するために、現行法で認められている複製に際し、著作権者等への補償金を義務付けることが適当である。
改正条項及び内容	著作権法第31条 利用者の求めに応じて図書館等が行う複製物の提供を行う場合に補償金の支払を利用者あるいは図書館に義務付ける。
団体名	社団法人 日本書籍出版協会 社団法人 日本雑誌協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	図書館における複製に対する補償金制度の新設。
法改正を必要とする理由	著作権法第 31 条が適用となる公共図書館、大学図書館等における図書館資料の複製は年間を通して膨大な量になっている。図書館における複製は図書館利用者の便宜をはかり、著作物が伝達する知識と情報の有効活用の見地からこれを否定するものではないが、一方で、図書館における複製は利用者による購入の代替としての要素を併せ持っている。 複製利用であっても著作物の利用という目的は達せられるのであり、それは図書館の公共的な使命、また利用程度の差はあるとしても著作権者の権利と利益を侵害していることには変わりがない。 これに対処するために、現行法で認められている図書館における複製に際し、著作権者等への補償金を義務付けることが適当である。
改正条項及び内容	図書館における複製にかかる著作権者への補償金支払制度を新設する。
団体名	株式会社 日本著作出版権管理システム (以上の趣旨、文言は社団法人自然科学書協会と同文である。)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	教育機関における異時での公衆送信
法改正を必要とする理由	大学の授業は大学設置基準第 25 条第 2 項において「多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う授業等以外の場所で履修させることができる」としていること及び、第 21 条第 2 項において「・・・授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して・・・」として、1 単位に必要な学修（標準 45 時間）について、教室および教室外で確保することを規定している。 因みに、教室での 2 倍の時間を予習・復習させることが単位制の理念であることから、公衆送信とりわけ自動公衆送信を活用した授業（e－ラーニング）は、時代の要請としても不可欠である。 具体的には、学内サーバに教材を掲載し、それを授業時間以外に教室以外の場所で、授業を受ける者がいつでも、どこでも利用できる授業形態であり、これは、既に大学では常態化している。 しかし、現在の著作権法では、教育機関における授業等以外の場所への異時での公衆送信が認められていないため、大学設置基準で規定されている上記の授業方法が現実には制約されている。 このような異時での公衆送信については、著作権者の利益を害することが懸念されるが、以下のような方法により著作権者の利益を守ることが可能と考える。 ① サーバへのアクセス制限 パスワード等によるサーバへのアクセス制限を行うことで、授業を受ける者（履修登録した者）に公衆送信の対象者を限定することが可能である。 ② 利用者への教育 利用者である学生に対し、著作権に関する教育を実施し、著作権保護の周知徹底を図る。
改正条項及び内容	<改正条項> 著作権法第 35 条第 2 項 「公表された著作物については、・・・当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。）を行うことができる。・・・」 <内容> 異時での自動公衆送信が認められるよう改正を要望する。
団体名	社団法人 私立大学情報教育協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	文部科学大臣の検定を経た教科用図書（以下、「教科書」とします）に準拠して制作・発行されるテスト、ドリル、ワーク等の副教材で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」33条2項によりあらかじめ教育委員会に届け出、または教育委員会の承認を受けるもの（以下「副教材」とします）については、その学校教育における重要な役割に照らし、教科書の単元構成および内容を忠実に反映した副教材を図書教材出版社が自由に作成・発行することができるよう、教科書に掲載された作品（以下「教科書掲載作品」とします）の著作権を必要最小限の範囲で制限する方向での法改正を行っていただきたく要望いたします。
法改正を必要とする理由	1 団体間合意の成立とその意義 (1) 当協会は、現在、小・中・高校の学校で使用される図書教材、教具、材料等を制作・発行する図書教材出版社をもって正会員とし、現在18社が加盟しております。 (2) 図書教材業界は、教科書出版社との長年の紛争が昭和40年代末までに解決し「謝金」の支払いによる安定した業界秩序が作られたことに安堵し、教科書掲載作品の著者との権利処理をすべきであることに思い至りませんでした。しかし、平成10年8月に、後の「小学校国語教科書著作者の会」となる日本児童文芸家協会および日本児童文学者協会との話し合いが開始され、平成11年9月30日、「小学校国語教科書著作者の会」との間に協定書が調印されました。これをふまえ、当協会は、社団法人日本文藝家協会との間でも、平成13年3月27日付で「小学校、中学校及び高等学校用図書教材等における文芸著作物の使用についての協定書」および同年7月18日付「同運用細則」を締結調印いたしました（以下「本件協定」と総称します）。その内容は、 ① 教科書掲載作品を教材に使用する場合は著作者の許諾を得ること。 ② 作品の使用料は本体価格×発行部数×印税率×使用割合（ページ割）で計算し、印税率は5%とすること。 ③ 見本等を除いた採択部数をもって発行部数とし、支払対象部数とすること。

などが柱になっております。本件協定の成立により、小学校については平成12年度以降の、中学校については平成14年度以降の国語教科書に掲載された作品の図書教材へ使用のルールが確定いたしました。平成14年度の小学校学習指導要領の改訂（10年に一度改訂される）にともない、国語教科書の改訂があり、本件国語テストの内容を教科書に準拠して変更する必要が生じましたが、図書教材出版社側は、本協定に則して349名の著者に対し許諾申請を行い、342名の方々の許諾を得ることができました。

2 訴訟の推移

- (1) 不幸にして、本協定に反対の立場をとられる一部の作家の著者からは、平成11年6月以降、主要な図書教材出版社数社に対し幾つかの出版差止仮処分および損害賠償請求を含む本案訴訟が提起され、東京地裁が、副教材中の国語テストについて図書教材出版社側の「試験問題としての複製」（法36条）の抗弁を認めて仮処分申請を却下したこともありましたが（平成11年12月20日）。しかし、東京高裁は、原審の却下決定を取り消し、出版差止申請を認容しています（平成12年9月11日）。また、東京地裁は、本案訴訟について、作家側の差止請求および損害賠償請求（ただし請求額の約20分の1）を認容する判決を言い渡し（平成15年3月28日）、控訴審の東京高裁が作家側の控訴を棄却したことにより、(ア)作品の印税率は8%、(イ)印税の基礎となる部数は印刷部数、(ウ)過去に遡って支払う期間は原則として20年分という、本協定とは異なった損害計算方法による原判決が確定しております（平成16年6月29日）。

- (2) しかし、作家側は、以後も、確定判決の認容額の実に3倍の賠償額を支払わないかぎり、将来の教科書掲載作品の副教材への使用を認めないという硬直した立場をとり続けており、現在、和解的解決の道はまったく閉ざされております。

3 著作権法改正の必要性

- (1) 一般の出版物の場合には、ある作品を出版しようとして作品の著者と交渉し、印税などの条件が折り合わなければ、その作品の掲載を断念すればよいのです。この場合には、代替的な候補作品を探した上で、その作品の著者と掲載条件の交渉を行うという手続を繰り返し、最終の合意に達することができます。しかし、教科書掲載作品を副教材に使用することについては、教科書準拠という特質から、かならず当該作品を使用しなければならず、図書教材出版社には掲載作品を選択す

	る自由すらないのです。作品の著者の許諾が得られず、教科書に掲載されたその著者の作品を図書教材に使用できなければ、副教材に「穴」が空いてしまいます。現に前述の訴訟の原告となった方々を中心とする約50名の著者の教科書掲載作品は、平成12年以降副教材に使用しておりませんので、国語テストを例にとると、テスト用紙の上欄を空白とし、「教科書の何ページを読んで答えましょう」という形式を採用せざるを得ません。これでは、各単元に従った完全準拠の副教材を望まれる学校の先生方の期待を裏切ることになり、業界全体が存在価値を問われております。 (2) もとより、私どもは、法改正が実現したからといって、教科書掲載作品の著者との協議を経ず、そのご意向やご要望を無視して、自由に副教材を制作・発行するつもりはございません。上述の社団法人日本文藝家協会との間の協定の精神を生かし、定められた手続に従って作品の著者との円満な利用関係を維持する所存でございます。 (3) 私ども図書教材業界の現状は、新学習指導要領による授業時間減、教育内容の軽減、毎年の児童数減少という構造的な不況、長引く経済の低迷、保護者負担金の軽減による教材採択規制等で、売上高の減少等収益の悪化という、経済的苦境に立たされております。一部の著者のように、確定した判決の3倍の額を支払うことが将来の許諾の前提となるというような、あまりに過酷な許諾条件を制限するため、改正法が「伝家の宝刀」として機能することが期待されます。よって、図書教材出版社を会員とする当協会としては、副教材についての教科書掲載作品の著作権の行使を必要最小限の範囲で制限していただきたく、本要望に及びました。
改正条項及び内容	1 法32条1項に列举される「引用の目的」に、「教育」を付加し、教科書掲載作品の副教材への利用について、一般論として「引用」が成立し得ることを明示すること。 2 法33条により教科用図書に掲載された著作物については、図書教材出版社において、相当の補償金を支払うことにより、その制作・発行する副教材に全部または一部を掲載（転載）できるものとする。 3 法36条の「入学試験その他の学識技能に関する試験」に副教材中のテスト類が含まれるものとする。
団体名	社団法人 日本図書教材協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	学校等の教育機関における複製に対する補償金制度の新設。
法改正を必要とする理由	2004年1月施行の改正著作権法によって学校等の教育機関でこれまでの「教育を担任する者」に加えて「授業を受ける者」自らが著作物を許諾なしで複製することが可能となった。また、同じく、公衆送信を利用して遠隔地の副会場での著作物の利用も可能になった。今後、さらに社会教育の充実を図っていく上で、また教育という公共目的利用の場面で著作物の利用が増大していくことが予想される。 一部の例外を除いて、著作物を伝達する目的を持つ多くの出版物は、教育目的利用を含み、全ての利用者に対価を支払って頂いた上で読者に有償利用して頂くことを前提に発行されており、それによって執筆と出版にかかる費用を捻出している。それらの出版物が教育目的利用の名目のもとに複写利用されることは出版にかかる費用が捻出できなくなる危険性がある。教育目的利用における著作権者の権利制限を否定するものではないが、複製利用であっても権利の侵害には他ならないことから一定の補償金を権利者に対して支払うしくみを確立すべきである。 なお、欧米先進諸国では我が国のような教育目的全般にかかる広範な著作権制限規定は存在せず、教育目的での複製については著作権管理機関(RRO)を通して著作権者に使用料が還元されているのが実態である。
改正条項及び内容	教育目的利用における複製にかかる著作権者への補償金支払制度を新設する。
団体名	社団法人 自然科学書協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	学校等の教育機関における複製に対する補償金
法改正を必要とする理由	平成16年1月施行の著作権法改正案によって、学校等の教育機関で「授業を受ける者」自らが著作物を許諾なしで複製することが可能となった。また、同じく、公衆送信を利用して遠隔地の副会場での著作物の利用も可能になった。 今後、さらに社会教育の充実を図っていく上で、著作物の利用が増大し、本来教育機関で利用されることを想定していない幅広い著作物が利用されることが予想される。 このような状況においては、著作物利用者と著作権者が著作物の教育目的利用のコストを応分に負担することが必要になる。したがって、現在著作権を制限することによって認められている複製に対し、補償金支払を制度化することにより、著作物利用者がコストの一部を負担するしくみを確立すべきである。 なお、欧米先進諸国では我が国のような教育目的全般にかかる広範な著作権制限規定は存在せず、教育目的での複製については著作権管理機関（RRO）を通して著作権者に使用料が還元されているのが実態である。
改正条項及び内容	著作権法第35条 現在、同条で認められている著作物の複製が行われた場合において、補償金の支払を教育機関に義務付ける。
団体名	社団法人 日本書籍出版協会 社団法人 日本雑誌協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	学校等の教育機関における複製に対する補償金制度の新設。
法改正を必要とする理由	2004 年 1 月施行の改正著作権法によって学校等の教育機関でこれまでの「教育を担任する者」に加えて「授業を受ける者」自らが著作物を許諾なしで複製することが可能となった。また、同じく、公衆送信を利用して遠隔地の副会場での著作物の利用も可能になった。今後、さらに社会教育の充実を図っていく上で、また教育という公共目的利用の場面で著作物の利用が増大していくことが予想される。 一部の例外を除いて、著作物を伝達する目的を持つ多くの出版物は、教育目的利用を含み、全ての利用者に対価を支払って頂いた上で読者に有償利用して頂くことを前提に発行されており、それによって執筆と出版にかかる費用を捻出している。それらの出版物が教育目的利用の名目のもとに複写利用されることは出版にかかる費用が捻出できなくなる危険性がある。教育目的利用における著作権者の権利制限を否定するものではないが、複製利用であっても権利の侵害には他ならないことから一定の補償金を権利者に対して支払うしくみを確立すべきである。 なお、欧米先進諸国では我が国のような教育目的全般にかかる広範な著作権制限規定は存在せず、教育目的での複製については著作権管理機関(RRO)を通して著作権者に使用料が還元されているのが実態である。
改正条項及び内容	教育目的利用における複製にかかる著作権者への補償金支払制度を新設する。
団体名	株式会社 日本著作出版権管理システム (以上の趣旨、文言は社団法人自然科学書協会と同文である。)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	第 33 条第 4 項教師用指導書への「準用」に対する規制の条文化
法改正を必要とする理由	実際には、教師用指導書と評して、一枚刷りの図版や掛図様式の印刷物、CD-ROM に著作物が掲載されているが、これは明らかに「準用」を逸脱した使用であるので、こうした使用に対する規制を条文化していただきたい
改正条項及び内容	著作権法 33 条 4. 前 3 項の規定は、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)の通信教育用学習図書及び第 1 項の教科用図書に係る教師用指導書(当該教科用図書を発行する者の発行に係るものに限る)への著作物の掲載について準用する。 但し、一枚刷り図版、掛け図、CD-ROM その他、当該図書と物理的に独立して利用できるものに掲載することはできない。
団体名	社団法人日本美術家連盟